

諫早市 要望書

令和3年11月

特別要望

国営諫早湾干拓事業開門問題の早期終結及び環境改善、諫早湾を含む有明海の再生等の推進について



諫早湾干拓全景



新たな方法で養殖した諫早湾漁協の
『垂下式 ゆりかごあさり』



干陸地(本明川河川敷)を利用した
特産『幻の高来そば』栽培

要　望　書

国営諫早湾干拓事業の開門問題に関しては、令和元年6月に最高裁において、2件の訴訟について、「開門を認めない」との判断が下されました。請求異議訴訟の差戻審など、開門を巡る訴訟が現在も続いているところです。

昨年7月に続き、本年8月にも昭和57年の長崎大水害に匹敵する豪雨となりましたが、市街地を含む諫早湾周辺地域では、同事業の防災効果が遺憾なく発揮されました。

しかしながら、調整池の水質は、事業アセスで掲げた水質保全目標を未だ達成できておりらず、調整池の周辺ではたびたびアオコ、ユスリカが発生するなど課題が残っております。

諫早湾においては、関係者の懸命な努力が重ねられ、養殖牡蠣「華漣」や「垂下式ゆりかごあさり」などの取り組みが行われており、漁場環境は改善に向けた効果がみられつつあるものの、依然として抜本的な改善が必要とされています。

また、事業で創出された調整池の周辺は競技用ボート練習場として、干陸地は特産「幻の高来そば」を栽培するなどの利活用が始まっています。

つきましては、市民の安全・安心と地域農業の振興に寄与する国営諫早湾干拓事業に関し、以下の事項について強く要望します。

記

- 一 平成29年4月の農林水産大臣談話で明確にされた開門しないとの方針を堅持し、請求異議訴訟をはじめとする開門問題関連訴訟の早期終結を図ること。
- 一 事業アセスで自ら掲げた水質保全目標の達成に向け、調整池の浚渫、覆砂等、調整池周辺の環境改善について抜本的かつ効果的な対策を講じること。
- 一 開門しない形での有明海の再生や諫早湾の水産振興を図るため、「有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画」別表6に記載の事業等、漁場環境改善措置のさらなる充実に向けた取り組みをより一層推進すること。
- 一 交流人口の拡大と地域活性化に向けた調整池や干陸地の一層の利活用を図るため、必要な取り組みを支援すること。

令和3年11月

諫早市長 大久保潔重

諫早市議会議長 林田直記

アオコとユスリカの発生状況



北部排水門でのアオコの発生状況



有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画(平成15年3月)

別表6 その他海域環境の保全及び整備に関し今後国・県で協議の上実施を検討する事業

事業概要	事業実施箇所
着定基質工	有明海沿岸
リサイクル品や天然素材(間伐材、貝殻等)を用いた魚礁設置	有明海沿岸
小規模藻場造成 沈船魚礁 等	有明海沿岸
承水路整備 (作澗)	諫早市小長井町沖
覆砂	諫早市小長井町沖、雲仙市瑞穂町沖 雲仙市国見町沖
潮流制御施設 (潮流制御ブロック)	諫早市小長井町沖
大型魚礁整備	雲仙市国見町沖